

和歌山市歩道橋ネーミングライツ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市が所管する横断歩道橋に通称名を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を、事業の目的に賛同する企業等（以下「パートナー」という。）に付与し、それにより得られる収入を道路の維持管理費に充当する事業（以下「歩道橋ネーミングライツ事業」という。）について、和歌山市広告の掲載等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 歩道橋ネーミングライツ事業は、和歌山市が管理する歩道橋のうち、別紙対象歩道橋一覧に定める歩道橋について実施する。

(応募資格)

第3条 歩道橋ネーミングライツ事業に趣旨に賛同し、パートナーは、次の各号をすべて満たす者に限り行うことができる。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 国税又は市税の滞納がない者
- (3) 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者
- (4) 和歌山市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。

(名称の条件)

第4条 歩道橋に標示する通称名は、要綱第3条に定める基準を満たすものとする。

(募集方法)

第5条 パートナーの募集は、別に定める募集要項に基づき、原則として公募により行うものとする。

(契約期間)

第6条 歩道橋ネーミングライツ事業の契約期間は、概ね3年以上とする。ただし、市及びパートナーとの協議によりこれを変更又は更新できる。

(契約料)

第7条 契約料は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

2 パートナーは、契約料を市の指定する期日に一括納付しなければならない。

(選定方法)

第8条 和歌山市広告審査委員会（以下「委員会」という。）が定める審査基準により、パートナーの選定を行うものとする。

(契約)

第9条 委員会において決定されたパートナーは、別に定める契約書により市と契約を締結するものとする。

(契約料の還付)

第10条 既に納付された契約料は還付しない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(ネーミングライツの付与の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツの付与を取りやめることができる。

(1) パートナーが市の指定する期日に契約料を納付しないとき。

(2) パートナーがその責に帰する不祥事等を起こしたとき。

(3) その他市長が特に歩道橋ネーミングライツ事業に支障があると認めたとき。

(ネーミングライツに関する責任)

第12条 パートナーは、ネーミングライツの内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、ネーミングライツの掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 パートナーは、ネーミングライツの決定を受けた掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。